

令和 8 年度

水道水質検査計画

令和 8年 4月



日高川町上下水道事業

## 1. 基本方針

日高川町上下水道事業の水質に関する検査についての基本方針を下記のとおり定めます。

- ① 安全でおいしい水を安定的に供給します。
- ② 需要者が信頼できる水道水の供給を図ります。
- ③ 水質検査計画について毎事業年度の開始前に需要者に対して情報提供を行います。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため、水道施設の維持管理を確実にを行います。また、適切な水質検査項目・検査頻度・採水地点の選定を行い、需要者が安心、信頼して利用できる水道の経営を目指します。

## 2. 水道事業の概要

### (1) 給水区域

日高川町の区域のうち水道法第6条第項及び第10条第1項の規定による認可を受けた区域

日高川町大字中津川、千津川、鐘巻、土生、小熊、入野、若野、和佐、江川、三百瀬、平川、伊藤川、玄子、早藤、蛇尾、松瀬、山野の一部、西原、高津尾の一部、船津、佐井、上田原、下田原、三十木、姉子、原日浦、三十井川の一部、三佐、田尻、老星、小釜本、坂野川、大又の一部、寒川の一部、川原河、上越方、浅間、皆瀬、弥谷、滝頭、初湯川の一部

### (2) 浄水場の名称及び場所並びに浄水方法

#### 入野浄水場水系

施設名：入野浄水場  
場所：日高川町大字入野9番地  
水源：浅井戸  
浄水方法：紫外線処理・塩素滅菌

#### 早蘇浄水場水系

施設名：早蘇浄水場  
場所：日高川町大字三百瀬90番地  
水源：浅井戸  
浄水方法：紫外線処理・塩素滅菌

#### 山野浄水場水系

施設名：山野取水場  
場所：日高川町大字江川1566番地2  
水源：浅層地下水  
浄水方法：膜ろ過処理・塩素滅菌

#### 船着浄水場水系

施設名：船着浄水場  
場所：日高川町大字高津尾179番地  
水源：浅層地下水  
浄水方法：急速ろ過・塩素滅菌

#### 川中浄水場水系

施設名：川中浄水場  
場所：日高川町大字三佐221番地  
水源：浅層地下水  
浄水方法：膜ろ過処理・塩素滅菌

#### 子十浦浄水場水系

施設名：子十浦浄水場  
場所：日高川町大字三十木239番地  
水源：浅層地下水  
浄水方法：膜ろ過処理・塩素滅菌

#### 丸山浄水場水系

施設名：丸山浄水場  
場所：日高川町大字川原河421番地  
水源：浅層地下水  
浄水方法：急速ろ過・塩素滅菌

#### 愛徳浄水場水系

施設名：愛徳浄水場  
場所：日高川町大字初湯川241番地  
水源：浅層地下水  
浄水方法：急速ろ過・塩素滅菌

#### 寒川浄水場水系

施設名：寒川浄水場  
場所：日高川町大字寒川126番地  
水源：浅層地下水  
浄水方法：緩速ろ過・塩素滅菌

(3) 計画給水人口及び一日最大給水量

計画給水人口 11,426 人  
一日最大給水量 4,939 m<sup>3</sup>

(4) 施設の概要

入野浄水場水系				早蘇浄水場水系			
大山第1配水池	RC造	V=408 m <sup>3</sup>		三百瀬第1配水池	RC造	V=147 m <sup>3</sup>	
大山第2配水池	RC造	V=502 m <sup>3</sup>		三百瀬第2配水池	RC造	V=126 m <sup>3</sup>	
千津川配水池	RC造	V=176 m <sup>3</sup>		蛇尾配水池	RC造	V=202 m <sup>3</sup>	
				企業団地配水池	RC造	V= 60 m <sup>3</sup>	
山野浄水場水系				船着浄水場水系			
山野配水池	RC造	V=157 m <sup>3</sup>		船着配水池	RC造	V=512 m <sup>3</sup>	
子十浦浄水場水系				川中浄水場水系			
子十浦配水池	SUS造	V=180 m <sup>3</sup>		川中第1配水池	SUS造	V=140 m <sup>3</sup>	
				川中第2配水池	SUS造	V=140 m <sup>3</sup>	
丸山浄水場水系				愛徳浄水場水系			
丸山配水池	RC造	V=216 m <sup>3</sup>		愛徳配水池	SUS造	V=210 m <sup>3</sup>	
寒川浄水場水系							
寒川配水池	RC造	V=130 m <sup>3</sup>					

(5) その他の設備

水質自動計測装置 (原水濁度計、残留塩素計、PH計ほか)

停電時対応発電機

危機管理対応設備 (魚類飼育槽)

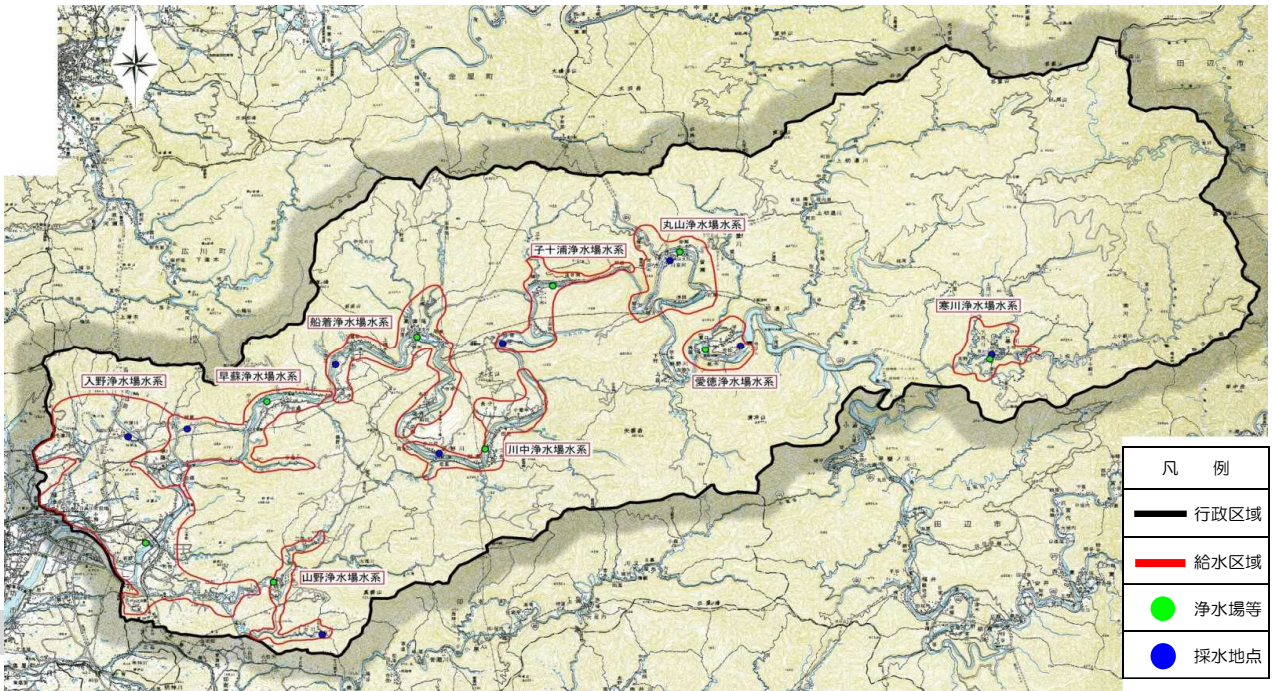
### 3. 水質検査地点

#### (1) 給水栓

- ① 毎日検査（色・濁り・消毒の残留効果）を行う給水栓は、原則として浄水場の配水系統ごとの末端等水が停滞しやすい地点を設定しています。
- ② 毎月検査（水質基準項目・水質管理目標設定項目）を行う給水栓は、原則として浄水場の配水系統ごとに1地点以上となるように選びます。

#### (2) 浄水場の入口及び出口

浄水場は、入口（原水）及び出口（浄水）で検査を行います。



## 4. 水質検査項目

### (1) 毎日検査項目

- ①検査項目  
浄水場の配水系統ごとに、色、濁り、消毒の残留効果を検査します。
- ②検査頻度  
1日1回以上行います。
- ③その他  
浄水場の出口で、残留塩素、濁度、PHの自動測定を行います。

### (2) 水質基準項目

浄水について

- ①検査項目  
水道法に定められた水質基準を検査します。
- ②検査頻度  
水道検査実施計画のとおり検査します。

原水について

- ①検査項目  
水質検査実施計画のとおり検査します。
- ②検査頻度  
水質が最も悪化していると考えられる時期に1年に1回検査します。

### (3) 水質管理目標設定項目

- ①検査項目  
水道法に定められた水質管理目標設定項目を検査します。

### (4) 町が独自に行う水質検査項目

- ①検査項目  
クリプトスポリジウム指標菌。
- ②検査頻度  
環境省から通知のあった「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づきクリプトスポリジウム等指標菌の検査を年4回、実施します。

## 水質検査実施計画（検査項目及び回数）

No.	毎日検査項目	基準値	浄水		検査方法
			1回/日		
1	色	異常でないこと	○		自己
2	濁り	異常でないこと	○		自己
3	残留塩素濃度	0.10mg/L 以上	○		自己

No.	水質基準項目	基準値	原水	浄水				検査方法
			1回/年	1回/月	4回/年	1回/年		
1	一般細菌	100個/ml 以下	○	○				委託
2	大腸菌	検出されないこと	○	○				委託
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	○				○	委託
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	○				○	委託
5	セレン及びその化合物	0.01 以下	○				○	委託
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	○				○	委託
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	○				○	委託
8	六価クロム化合物	0.02 以下	○		○			委託
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	○		○			委託
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	○		○			委託
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	○				○	委託
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	○				○	委託
13	ホウ素及びその化合物	1 以下	○		○			委託
14	四塩化炭素	0.002 以下	○				○	委託
15	1,4-ジオキサン	0.05 以下	○		○			委託
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	○				○	委託
17	ジクロロメタン	0.02 以下	○				○	委託
18	テトラクロロエチレン	0.01 以下	○				○	委託
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	○				○	委託
20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005以下	○		○			委託
21	ベンゼン	0.01 以下	○				○	委託
22	塩素酸	0.6 以下			○			委託
23	クロロ酢酸	0.02 以下			○			委託
24	クロロホルム	0.06 以下			○			委託
25	ジクロロ酢酸	0.03 以下			○			委託
26	ジブromクロロメタン	0.1 以下			○			委託
27	臭素酸	0.01 以下			○			委託
28	総トリハロメタン	0.1 以下			○			委託
29	トリクロロ酢酸	0.03 以下			○			委託
30	プロモジクロロメタン	0.03 以下			○			委託
31	プロモホルム	0.09 以下			○			委託
32	ホルムアルデヒド	0.08 以下			○			委託
33	亜鉛及びその化合物	1 以下	○				○	委託
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	○		○			委託
35	鉄及びその化合物	0.3 以下	○				○	委託
36	銅及びその化合物	1 以下	○				○	委託
37	ナトリウム及びその化合物	200 以下	○				○	委託
38	マンガン及びその化合物	0.05 以下	○				○	委託
39	塩化物イオン	200 以下	○	○				委託
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	○				○	委託
41	蒸発残留物	500 以下	○				○	委託
42	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	○				○	委託
43	ジェオスミン	0.00001 以下	○	○				委託
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	○	○				委託
45	非イオン界面活性剤	0.02 以下	○		○			委託
46	フェノール類	0.005 以下	○				○	委託
47	有機物（全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	○	○				委託
48	pH値	5.8 以上 8.6 以下	○	○				委託
49	味	異常でないこと	○	○				委託
50	臭気	異常でないこと	○	○				委託
51	色度	5度 以下	○	○				委託
52	濁度	2度 以下	○	○				委託

No.	水質管理目標設定項目	目標値	原水	浄水	検査方法
			1回/年	1回/年	
1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	○		委託
2	ウラン及びその化合物	0.002以下(暫定)	○		委託
3	ニッケル及びその化合物	0.02	○		委託
4	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	○		委託
5	トルエン	0.4以下	○		委託
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	○		委託
7	亜塩素酸	0.6以下		○	委託
8	二酸化塩素	0.6以下		○	委託
9	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定)		○	委託
10	抱水クロラール	0.02以下(暫定)		○	委託
11	農薬類	1以下	○		委託
12	残留塩素	1以下		○	委託
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100	○		委託
14	マンガン及びその化合物	0.01以下	○		委託
15	遊離炭酸	20以下	○		委託
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	○		委託
17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02以下	○		委託
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	○		委託
19	臭気強度(TON)	3以下	○		委託
20	蒸発残留物	30~200	○		委託
21	濁度	1以下	○		委託
22	pH値	7.5程度	○		委託
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上、極力0に近づける	○		委託
24	従属栄養細菌	2000以下(暫定値)		○	委託
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1	○		委託
26	アルミニウム及びその化合物	0.1		○	委託

No.	その他項目	基準値	原水		検査方法
			1回/年	4回/年	
1	ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L(暫定)	○		委託
2	大腸菌	単位: MPN/100ml		○	委託
3	嫌気性芽胞菌	単位: CFU/ml		○	委託

## 5. 水質検査方法

- (1) 毎日検査  
全て自己検査とする。
- (2) 水質基準項目  
当事業での検査ができないため、公的検査機関又は環境省登録検査機関に委託します。
- (3) 水質管理目標設定項目  
当事業での検査ができないため、公的検査機関又は環境省登録検査機関に委託します。
- (4) 町が独自に行う水質検査項目  
当事業での検査ができないため、公的検査機関又は環境省登録検査機関に委託します。

## 6. 臨時の水質検査

- (1) 臨時の水質検査の実施
  - ①水源の水質が著しく悪化したとき。
  - ②水源に異常があったとき。
  - ③水源付近、給水区域及びその周辺に於いて消化器系感染症が流行しているとき。
  - ④浄水過程に異常があったとき。
  - ⑤配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れのあるとき。
  - ⑥その他特に必要があると認められるとき。
- (2) 臨時の水質検査の検査項目及び採水地点  
検査項目及び採水地点
  - ①検査項目  
原則全項目を対象としますが、検査を行う必要がないことが明かであると認められる場合はその項目についての検査を省略します。
  - ②採水地点  
定期検査の場所に準じます。

## 7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果はホームページで公表します。

- (1) 図書の間覧  
日高川町役場 上下水道課
- (2) ホームページ  
<http://www.town.hidakagawa.lg.jp/>
- (3) 連絡先  
〒649-1324  
和歌山県日高郡日高川町土生160  
日高川町役場 上下水道課  
電話番号： 0738-22-4814  
FAX番号： 0738-22-8821  
メールアドレス： [jougesui@town.hidakagawa.lg.jp](mailto:jougesui@town.hidakagawa.lg.jp)

## 8. 水道基準の適合判定及び関係者との連携

- (1) 水質基準は供給される水が必ず適合していなければならない水質要件であり、水質結果が水質基準を超えないように水質管理に万全を期します。
- (2) 水道水が原因で水質事故が発生した場合には、和歌山県健康福祉部（御坊保健所）、和歌山県生活衛生課と連絡を密にして、水質検査をします。
- (3) 関係者、関係機関との連携（下図：連携図参照）

